

【守山市】

地域区分		【第1種地域】	【第2種地域】	【第3種地域】	【第4種地域】	【第5種地域】
全体規制		汚れや色あせ、塗料等のはく離が著しくない 破損や老朽が著しくない 倒壊または落下のおそれがない 信号機または道路標識等に類似せず、効用を妨げない 道路交通の安全を阻害しない 禁止物件に掲出していない 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和している 地色は、黒・原色を使用していない 蛍光・発光を伴う材料を用いていない 照明を伴う場合、昼間においても良好な景観または風致を害していない				
自家用広告物(※1)		総面積5㎡以下は許可申請不要			総面積10㎡以下は許可不要	
総量規制(㎡)		15㎡（用途地域除く）	15㎡	―――	―――	―――
色彩		・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	―――	―――
野立	面積	―――	―――	15㎡（一面7.5㎡）以下	―――	―――
	高さ	10m以下			【その他】20m以下	【住居系】10m以下（※5）
屋上	面積	設置できない	―――	―――	―――	―――
	高さ		(建築物)×2/3かつ3m以下			【その他】(建築物)×2/3かつ20m以下 【住居系】(建築物)×2/3かつ10m以下（※5）
壁面	面積	(鉛直投影壁面積)×1/4以下			【その他】(鉛直投影壁面積)×1/2以下 【住居系】(鉛直投影壁面積)×1/3以下（※5）	
	高さ	―――	―――	―――	―――	―――
突出	面積	―――	―――	―――	―――	―――
	高さ	【歩道】高さ:2.7m以上、幅:1.5m以内 【車道】高さ:4.7m以上、幅:1.5m以内				
可変表示式	面積	10㎡（片面5㎡）以下				
	その他	強い光を放つものは原則禁止				
のぼり	面積	表示面積は1.5㎡以下とすること。				
	相互間距離	道路と敷地との境界から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。				

地域区分		【第1種地域】	【第2種地域】	【第3種地域】	【第4種地域】	【第5種地域】
非自家用広告物(※1)		設置できません			すべて許可が必要	
野立	面積	×			×	――
	高さ	×			×	【その他】20m以下【住居系】10m以下(※5)
屋上	面積	×			――	
	高さ	×			【その他】(建築物)×1/2かつ10m以下 【住居系】(建築物)×1/2かつ5m以下(※5)	
壁面	面積	×			【その他】(鉛直投影壁面積)×1/2以下 【住居系】(鉛直投影壁面積)×1/3以下(※5)	
	高さ	×			――	――
突出	面積	×			――	――
	高さ	×			【歩道】高さ:2.7m以上、幅:1.5m以内 【車道】高さ:4.7m以上、幅:1.5m以内	
可変表示式	面積	×			×	10㎡(片面5㎡)以下
	その他	×			×	強い光を放つものは原則禁止
のぼり	面積	×			×	表示面積は1.5㎡以下とすること。
	相互間距離	×			×	道路と敷地との境界から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。
案内図板(※2)		すべて許可が必要				
色彩	・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。		・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。		・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。 ・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。	
面積	3㎡以下(片面)		5㎡以下(片面)			
高さ	4.5m以下(脚を含む)					
集約化	2人以上なら5㎡以下		10人以上なら15㎡以下			
個数	同一広告主は同一地域(※4)内に2個以内					
表示内容	地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。					
その他	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。 ・【指定道路、鉄道】100m以上離すこと。(※6) ・【東海道新幹線】300m以上離すこと。(※6)	・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。	

※1 自家用広告物とは、自己の店名や事業内容等を広告するために自己の事業所等に表示する広告物をいい、非自家用広告物とは自家用広告物に該当しないものをいう。

※2 案内図板とは、誘導することを目的として広告物に矢印や案内地図等を記載しているものをいう。

※3 地色とは、文字その他の具体的な図柄以外の色の全てをいう。

※4 同一地域とは、100m×100mの区間をいう。

※5 【住居系】とは、都市計画法で定められた用途地域のうち住宅、住居の良好な環境を守ることを目的に指定された区域をいう。

※6 指定道路、鉄道、東海道新幹線の沿道沿線についての広告物間の相互距離。